

障害者割引の登録について

有料道路の障害者割引を受けるためには事前の登録が必要です。

■ 割引の対象となる方について

区分	対象となる方
障がい者ご本人が運転される場合	身体障害者手帳の交付を受けているすべての方が対象となります。
障がい者ご本人以外の方が運転し、障がい者ご本人が同乗される場合	・身体障害者手帳又は療養手帳の交付を受けている方のうち、重度の障がい※をお持ちの方が対象になります。 ・15才未満の重度の身体障がい者の方について、その保護者の方が代わって身体障害者手帳の交付を受けている場合で、身体障がい者ご本人が乗車されている場合も、割引の対象になります。 ※重度の障がいの範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲です。

■ 申請について

市区町村の福祉担当窓口での申請

- ① 窓口に備え付けの申請書により必要事項を記入し、窓口へ提出
(申請時に必要な書類もあります。事前に市区町村の福祉窓口へおたずねください。)
- ② 窓口で登録要件等の審査を受け、手帳にシール貼付を受ける。

現金等でお支払いされる場合や、事前登録されていない自動車をご利用いただく場合はこれで完了です。

ETC無線通行(ノンストップ走行)される場合はさらに③～⑤の手続きを行ってください。※自動車の登録が必要です。

- ③ 市区町村の福祉担当窓口において自動車を登録し、「有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請証明書(登録係送付用)」の発行を受ける
- ④ 発行された「有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請証明書(登録係送付用)」を窓口から渡された封筒に入れ、切手を貼付のうえ郵送(有料道路ETC割引登録係あて)
- ⑤ 有料道路ETC割引登録係で登録後、ご登録の住所に登録結果通知書が郵送される(通知書に記載されている登録内容、割引開始日を確認のうえETCを利用してください。)

■ 料金所での通行方法

現金等でお支払いされる場合や、事前登録されていない自動車をご利用いただく場合

- 料金所で、料金所係員が手帳の記載事項等を確認させていただきますので、係員に手帳の必要事項が記載された箇所をご提示ください。
- 記載事項等の要件を満たしていない場合又は記載事項等を確認させていただけなかった場合は、本割引が適用されませんので、ご了承ください。

ETC無線通行(ノンストップ走行)される場合

- 事前に登録した車載器とETCカードの組合せでノンストップ走行した場合のみ、割引が適用されます。(料金所の料金表示器やETC車載器には本割引適用後の料金は表示されません。)
- ETCレーンを利用できず、料金所係員へETCカードを渡してお支払いいただく場合には、係員が手帳の記載事項等を確認させていただきますので、手帳は必ず携行してください。手帳の提示がない場合には、割引になりません。

【オンラインによる申請】 右のURLからご利用ください オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>

■ 割引額について

通常料金の半額となります。

ただし、通常料金を半額にした際に、端数が生じる場合は、お支払額を10円単位で切り上げさせていただきます。

■ 割引の対象とならない自動車

- ・割賦購入(ローン)や貸借契約(リース車やレンタカー)等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」又は「使用者の氏名又は名称」に法人名が記録されているもの(ただし、重度の障がいをお持ちの方が介護運転として利用される、タクシーや福祉有償運送車両を除きます。)なお、法人名義の自動車を個人的に利用する場合や、営業や事業の手段として自動車を利用する場合も本割引の対象となりません。
- ・貨物自動車のうち、後部座席側面の窓がないもの及び目隠しされているもの。
- ・外見上営業のために使用されていることが明らかであるもの。(例:回転灯・行燈がある自動車等(ただし、重度の障がいをお持ちの方が介護運転として利用される、タクシーを除きます。))
- ・軽トラックや乗合タクシー、デマンドタクシー等。



現金等でご通行されるお客様へ

「障害者割引」の適用にあたり、料金所係員が、ア～ウの「割引に必要な事項」を確認させていただきます。

ア 割引対象である自動車

イ 割引の有効期限

ウ 手帳に登録されている運転者

いずれか一つでも要件を満たしていない場合は、割引が適用されませんのでご注意ください。

確認のため、料金所では手帳の記載事項をご提示くださいますようお願いいたします。

株式会社ミライロが提供する障害者手帳アプリ「ミライロID」をご提示いただくことで、手帳提示の代わりにすることができます。

※ミライロIDをご提示いただく場合でも、必ず障害者手帳を携行してください。

※下記のURLからご確認ください。

●株式会社ミライロ

・有料道路でのミライロIDのご利用方法

<https://help.mirairo-id.jp/hc/ja/articles/900005624323>

ア 割引対象である自動車

お乗りになっている自動車が、以下のいずれかであることを確認いたします。

- ・手帳に記載されている登録車両であること
 - ・事前に登録されていない自動車(知人の車やレンタカー等)の場合は、本割引の対象となる自動車であること
- 登録車両を変更された場合は、変更手続きをお願いいたします。

対象となる自動車の要件を満たしていない自動車では、割引は適用されません。

(表面の「割引の対象とならない自動車」をご確認ください。)

イ 割引の有効期限

手帳に記載されている割引有効期限を確認いたします。

割引有効期限が切れている場合、割引は適用されません。

割引登録の有効期限は、最長2年2か月です。有効期限が切れる前に、手帳を管理している市区町村の福祉担当窓口で更新手続きをお願いいたします。

ウ 手帳に登録されている運転者

運転されている方が登録のとおりか、確認いたします。

なお手帳には、本人運転による本割引の適用が認められる場合は「道路」、本人運転に加え介護運転による本割引の適用も認められる場合は「道路介護」と印字したシールが貼付されます。※

手帳に「道路」と印字されている場合

➡ ご本人が運転されているかどうかを確認いたします。

ご本人が運転されていない場合、割引は適用されません。

手帳に「道路介護」と印字されている場合

➡ 手帳所持者が同乗されているかどうかを確認いたします。

手帳所持者が同乗されていない場合、割引は適用されません。

※オンライン申請を行った場合は、有料道路ETC割引登録係からシールが送付されますので、忘れずに手帳を貼付してください。

有効期限内のシールが貼付されていない場合は、登録を確認できないため、割引きを適用できません。

※通常ETCでご通行されている場合でも、料金所の閉鎖や機器の不調などで、一般レーン(料金所係員が対応するレーン)をご通行されるときは、現金等でお支払いされるときと同様に、手帳のご提示をお願いすることになりますので、手帳を常時携帯していただきますようお願いいたします。

ご理解ご協力のほど、よろしくお願いたします。